

(健 I 127)
令和2年8月20日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 神村 裕子



石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局長より、本職宛に件名についての周知協力依頼がありました。発がん性など高い有害性を有する石綿（アスベスト）については、平成18年9月1日に製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止されておりますが、現存する多くの建築物、工作物又は船舶には石綿含有材料が残されていることから、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）を定め、建築物、工作物又は船舶の解体又は改修作業を行う場合に実施すべき措置を罰則付きで義務づけられてきたところです。

しかしながら、石綿則で義務づけている作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、労働基準監督署への届出が適切になされていない事例、石綿等が使用されている建築物等を解体又は改修するときに必要な措置を実施していない事例が散見されていることから、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿則等を改正するとともに、改正後の石綿則に基づく告示が制定されました。

今後建築物等の老朽化等に伴い、解体工事又は改修工事の増加が予想されることから、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

公益社団法人日本医師会 産業保健担当理事 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

皆様におかれましては、平素より労働基準行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

発がん性など高い有害性を有する石綿（アスベスト）については、平成18年9月1日に製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止されています。ただし、禁止される前には主に建築用材料として、様々な用途で広範に使用されていたため、今なお現存する多くの建築物、工作物又は船舶に石綿含有材料が残されています。

これらの建築物、工作物又は船舶を解体又は改修するとき、適切な措置を講じなければ、石綿含有材料から石綿等の粉じんが飛散し、作業を行う方や周囲の方が石綿等を吸い込むおそれがあります。

このため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）を定め、建築物、工作物又は船舶の解体又は改修作業を行う場合に実施すべき措置を罰則付きで義務づけてきたところです。

しかしながら、石綿則で義務づけている作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、労働基準監督署への届出が適切になされていない事例、石綿等が使用されている建築物等を解体又は改修するときに必要な措置を実施していない事例が散見されていることから、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿則等を改正するとともに、改正後の石綿則に基づく告示を制定しました。具体的な改正趣旨、内容等は下記のとおりです。

石綿により肺がん、中皮腫等に罹患し労災認定された方の数は、昨年度は1,200名を超えており（建設業や船舶製造又は修理業で特に多い。）、今後建築物等の老朽化等に伴い解体工事又は改修工事が増えると予想されていることから、関係団体の皆様におかれましては、会員企業その他関係者の皆様方に対し、改めて石綿対策の重要性も含め改正趣旨、内容等の周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願

い申し上げます。

なお、改正趣旨、内容等の周知にご活用いただけるよう、パンフレットも併せてお送りいたします。

記

第1 改正法令と施行日等

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号。以下「改正省令」という。）及び改正省令による改正後の石綿障害予防規則（以下「改正石綿則」という。）に基づく告示（以下「関連告示」という。）を次の表のとおり交付又は告示し、及び施行することとされた。

省令又は告示の名称	公布日又は告示日	施行日
石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）	令和2年7月1日	令和3年4月1日 （一部は令和2年10月1日、令和4年4月1日又は令和5年10月1日）
石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）	令和2年7月27日	令和5年10月1日
石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）	令和2年7月27日	令和5年10月1日
石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）	令和2年7月27日	令和4年4月1日
石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）	令和2年7月27日	令和2年10月1日

第2 改正の要点

1 改正省令関係

（1）石綿障害予防規則の一部改正（改正省令第1条及び第2条関係）

ア 事前調査の対象、方法、記録等

- ① 事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体

- 等の作業」という。)を行うときは、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。)の全ての材料について、設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により石綿等の使用の有無の調査(以下「事前調査」という。)を行わなければならないこととしたこと。
- ② ①にかかわらず、解体等対象建築物等が一定の要件に該当する場合は、事前調査を①の方法以外の方法により行うことができることとしたこと。
- ③ 事業者は、建築物に係る事前調査については、②の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。
- ④ 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析による調査(以下「分析調査」という。)を行わなければならないこととしたこと。ただし、当該解体等対象建築物等について、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでないこととしたこと。
- ⑤ 事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。
- ⑥ 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき作成した記録を3年間保存するとともに、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行う作業場に当該記録の写しを備え付けなければならないこととしたこと。
- ⑦ 事業者は、一定規模以上の建築物又は工作物(工作物については、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の解体工事又は改修工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して、事前調査等の結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。
- イ 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置
- ① 事業者は、解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等(石綿等が使用されている仕上げ用塗材(以下「石綿含有仕上げ塗材」という。))を除く。)又は石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等(以下「石綿含有保温材等」という。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合に講じなければならない措置に、次の措置を追加したこと。
- (ア) ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装

置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

(イ) その日の作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検すること。

- ② 事業者は、①の措置のうち、①の作業を行う作業場所の隔離の措置を行ったときは、石綿等に関する知識を有する者が当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、当該隔離を解いてはならないこととしたこと。

ウ 石綿含有成形品の除去に係る措置

① 事業者は、成型された材料であって石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材等を除く。以下「石綿含有成形品」という。）を除去する作業においては、技術上困難な場合を除き、切断、破砕、穿（せん）孔、研磨等（以下「切断等」という。）以外の方法により当該作業を実施しなければならないこととしたこと。

② 切断等以外の方法により石綿含有成形品を除去する作業を実施することが技術上困難な場合であって、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、当該作業を行う作業場所をビニルシート等で隔離する等の措置を講じなければならないこととしたこと。

エ 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置

事業者は、建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業を行うときは、ウの②の措置を講じなければならないこととしたこと。

オ 発注者の責務等

解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査等及びクの記録の作成が適切に行われるよう配慮しなければならないこととしたこと。

カ 石綿等の切断等の作業等に係る措置

事業者は、石綿等を湿潤な状態のものとすることが義務付けられている石綿等の切断等の作業等について、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならないこととしたこと。

キ 作業の記録

石綿等の粉じんを発散する場所において常時石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事する労働者等に係る作業の記録の記録項目に、当該作業（石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業に限る。）に係る事前調査等の結果の概要、作業の実施状況等の記録の概要等を追加したこと。

ク 作業計画による作業の記録

事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行ったときは、当該作業に係る作業計画に従って作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成し、3年間保存しなければならないこととしたこと。

(2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正（改正省令第3条関係）

法第88条第3項の計画届の対象となる仕事に、次の仕事を追加したこと。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

イ アの耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物、工作物又は船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

ウ 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和3年4月1日から施行することとしたこと。ただし、(1)のウにあっては令和2年10月1日、(1)のアの⑦にあっては令和4年4月1日、(1)のアの③及び⑤にあっては令和5年10月1日から施行することとしたこと。

2 関連告示関係

(1) 石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号。以下「事前調査者告示」という。）の制定

ア 適切に事前調査（建築物に係るものに限る。）を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものについて、以下に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ以下の①又は②に該当する者としたこと。

① 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（以下「一戸建て住宅等」という。）を除く。）

登録規程に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

② 一戸建て住宅等

①に掲げる者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

- イ 事前調査者告示は、令和5年10月1日から施行することとしたこと。
- (2) 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号。以下「分析調査者告示」という。）の制定
- ア 適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものについて、以下の①又は②に該当する者としたこと。
- ① 以下（ア）から（ウ）までに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者
- （ア）分析の意義及び関係法令
- （イ）鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識
- （ウ）分析方法の原理と分析機器の取扱方法
- ② 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- イ 分析調査者告示は、令和5年10月1日から施行することとしたこと。
- (3) 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号。以下「特定工作物告示」という。）の制定
- ア 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物（事前調査の結果等の報告対象）について規定したこと。
- イ 特定工作物告示は、令和4年4月1日から施行することとしたこと。
- (4) 石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号。以下「特定石綿含有成形品告示」という。）の制定
- ア 石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるもの（石綿含有成形品を切断等以外の方法により除去する場合の発散防止措置対象）について、石綿等を含有するけい酸カルシウム板第一種としたこと。
- イ 特定石綿含有成形品告示は、令和2年10月1日から施行することとしたこと。

第3 細部事項

1 改正省令関係

(1) 改正石綿則

改正石綿則の各条文に係る趣旨、解釈等は以下のとおりであること。なお、以下においては、便宜上、改正省令の全ての規定が施行される令和5年10月1日以降の最終的な条文番号を用いて記載していることに留意すること。

ア 事前調査の対象となる作業等（第3条第1項関係）

① 「建築物」及び「工作物」の定義

「建築物」及び「工作物」の定義については、平成17年3月18日付け基発第0318003号（以下「石綿則施行通知」という。）第3の2（1）アにおいて、「「建築物又は工作物」とは、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいうこと。また、「建築物」には、建築物に設ける給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備が含まれるものであること。」としていたが、「建築物」と「工作物」の概念をより明確化するため、「建築物」及び「工作物」の定義はそれぞれ以下（ア）及び（イ）のとおりとすること。

（ア）「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであること。

（イ）「工作物」とは、（ア）の建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。

なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であることに留意すること。

② 事前調査の対象となる作業

事前調査の対象となる作業について、改正省令による改正前の石綿障害予防規則（以下「旧石綿則」という。）第3条第1項においては、「建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。）」及び「第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業」と規定し、石綿則施行通知第3の2（1）イにおいて、「解体、破砕等」の「等」には、改修が含まれるとしていた。しかし、「破砕」は解体又は改修に含まれ得る概念である等、解体、破砕及び改修の概念の区別が明確でなかったこと、旧石綿則第10条第1項に規定する封じ込め又は囲い込みの作業以外の封じ込め又は囲い込みの作業が事前調査の対象となるか明確でなかったことから、第3条第1項の規定において、事前調査の対象となる作業を「建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業」と整理し直し、「封じ込め又は囲い込み」の作業は「改修」の作業に含まれることとしたこと。

③ 事前調査の対象とならない作業

以下に掲げる作業は、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであ

ることから、石綿による健康障害を防止するという石綿障害予防規則の制定目的も踏まえて、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はないものであること。

(ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

(イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

(エ) 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された o の船舶の解体・改修の作業。

a 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号に規定する外郭施設及び同項第3号に規定する係留施設

b 河川法（昭和39年法律第67号）第3条第2項に規定する河川管理施設

c 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備

d 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び同法第4条第1項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設

e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

f 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設

g 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）

- h 軌道法施行規則（大正12年内務省令運輸省令）第9条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）
 - i 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（①（イ）の工作物のうち建築物に設置されているもの、特定工作物告示に掲げる工作物を除く。）
 - j 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第79条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
 - k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
 - l ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
 - m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第3条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
 - n 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）
 - o 自衛隊の使用する船舶（防熱材接着剤、諸管フランジガスケット、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く）
- イ 事前調査の方法（第3条第2項及び第9項関係）
- ① 事前調査は、解体等対象建築物等の全ての材料（以下「調査対象材料」という。）について、設計図書等の文書を確認した上で、実際に調査対象材料が当該文書のとおりであるかどうかを確認するために、目視による確認も義務づけたものであること。
 - ② 設計図書等の文書を確認する方法には、調査対象材料に直接印字されている製品番号を確認する方法も含まれること。
 - ③ 解体等対象建築物等の構造上目視による確認することが困難な調査対象材料については、解体等の作業を進める過程で、目視により確認することが可能となったときに、改めて事前調査を行わなければならないこと。
 - ④ 事前調査において、調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法は、次の（ア）又は（イ）のいずれかの方法によること。なお、設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合であっても、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、

現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできないこと。

(ア) 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。

(イ) 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降（第3条第3項第4号から第8号までに掲げるガスケット又はグランドパッキンにあっては、それぞれ当該各号に掲げる日以降）であることを確認する方法。

ウ 目視により確認する方法等以外の方法による事前調査（第3条第3項関係）

① 第1号関係

過去において既に建築物についての石綿等の使用の有無に関する調査が行われている場合や、プラントの定期検査等により石綿等の使用の有無に関する調査が行われている場合等であって、これらの調査方法が、第3条第2項第1号及び第2号に規定する方法に相当する場合は、これらの調査結果の記録を確認することで足り、改めて事前調査を行う必要はないことを規定したものであること。

② 第2号関係

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）第3条第1項に規定する有害物質一覧表は、船舶に使用されている材料について、石綿等を含む有害物質の使用の有無及び使用箇所を調査し、記録したものであること、並びにこの一覧表の内容が船舶の状態と一致するものであることを国土交通大臣が確認したものが同法第4条第1項に規定する有害物質一覧表確認証書又は同法附則第5条第2項に規定する有害物質一覧表確認証書に相当する証書であることから、これらの証書の交付を受けている船舶は、適切に事前調査が行われているものとみなすことが可能であるため、当該船舶については、有害物質一覧表を確認することで足り、改めて事前調査を行う必要はないことを規定したものであること。

③ 第3号関係

石綿等は、一部のガスケット又はグランドパッキンを除き、平成18年9月1日以降は製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用することが禁止されている（法第55条並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第4号及び第9号）ことから、建築物、工作物又は船舶の着工日（日本国外で製造された船舶については日本に輸入された日）が同日以降であることを設計図書等で確認することをもって事前調査を行ったものとみなすことができることとしたものであること。

④ 第4号から第8号まで関係

平成18年9月1日に石綿等の製造等が禁止された後も、一定期間当該禁止措置が猶予されていた一部のガスケット又はグランドパッキンが使用されている可能性がある工作物又は潜水艦については、そのガスケット又はグランドパッキンの設置日が、禁止措置が猶予されていた期間が終了した日以降であることを設計図書等で確認することをもって事前調査を行ったものとみなすことができることとしたものであること。

エ 事前調査を実施するために必要な知識を有する者（第3条第4項関係）

事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、建築物については、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたものであること。なお、本規定の要件を満たす者が十分な人数確保されるまでの期間を勘案して、本規定の施行は令和5年10月1日としているが、本規定の施行前であっても、事前調査は必要な知識を有する者に行わせることが望ましいこと。

オ 石綿等が使用されているものとみなすことができる範囲（第3条第5項関係）

事前調査において石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合において、吹き付けられた材料についても、石綿等が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講じることにより、分析調査を行うよりも費用負担が軽減される又は工期が短縮できる場合があることから石綿等が使用されているものとみなすことができる範囲に追加したものであること。なお、石綿等が使用されているとみなして措置を講じるに当たっては、例えば吹き付けられた材料であれば、クロシドライトが吹き付けられているものとみなして措置を講じる等、必要となる可能性がある措置のうち最も厳しい措置を講じなければならないこと。

カ 分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者（第3条第6項関係）

石綿等の分析に関する知識や技能が十分でない者によって分析が行われている事例が認められたことから、必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる分析調査の実施を義務付けたものであること。なお、本規定の要件を満たす者が十分な人数確保されるまでの期間を勘案して、本規定の施行日は令和5年10月1日としているが、本規定の施行前であっても、分析調査は必要な知識及び技能を有する者に行わせることが望ましいこと。

キ 事前調査等の結果の記録の作成及び保存（第3条第7項関係）

① 1つの解体等の作業について事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）が複数回行われる場合も考えられることから、事前調査等の結果の記録の保存の起算日は、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のいずれか遅い日としたこと。

- ② 3年間の保存期間は、行政による事業者に対する指導において関係書類として活用すること、事業者が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること等を目的とし、設定したものであること。
- ③ 第3条第3項第1号又は第2号の方法により事前調査を行ったときは、それぞれ同項第1号の相当する調査の結果の記録又は同項第2号の有害物質一覧表（以下「相当調査記録等」という。）を確認した日を調査終了日とすることとし、同条第7項各号の事前調査の結果として記録すべき事項について、相当調査記録等に記載があるものについては、当該相当調査記録等の写しを保存すれば足りること。
- ④ 第3条第3項第3号から第8号までに掲げる方法により事前調査を行ったときは、それぞれ当該各号の規定に基づき設計図書等の文書で確認した日を調査終了日とすること。なお、確認した方法を明確にするため、確認した文書の写しを保存しておくことが望ましい。
- ⑤ 第3条第7項各号の事前調査等の結果として記録すべき事項について、次の内容が含まれること。

(ア) 第2号関係

「工事の概要」は、当該工事の内容が分かる簡潔な記載で足り、工事の名称から工事の内容が分かる場合は、工事の名称と同じ記載で差し支えないこと。

(イ) 第5号関係

「建築物、工作物又は船舶の構造」には、鉄筋コンクリート造等の主要構造に関する情報、階数や延べ床面積等の規模に関する情報、建築物にあっては建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の該当の有無を含むこと。

(ウ) 第6号関係

「事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための資料を採取した場所を含む。）」については、当該部分が容易に特定できる方法で記録する必要がある、図面等に表示して記録することが望ましいこと。なお、解体作業において事前調査を行った場合には、解体の対象となる建築物、工作物又は船舶の全ての部分であることを記録すれば足りること。

(エ) 第7号関係

「事前調査の方法」については、第3条第2項又は同条第3項各号のうち、いずれの方法により事前調査を行ったかを記録すること。なお、同条第5項ただし書により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨記録すること。

「分析調査の方法」については、分析調査者告示第2条第3号のイからニまでに掲げる方法のうち、いずれの方法により分析調査を行っ

たかを記録すること。

(オ) 第8号関係

「事前調査において石綿が使用されていないと判断した根拠」には、イ④の（ア）又は（イ）のいずれの方法により判断したのか及びその判断根拠として使用した書類等が含まれること。

分析調査の結果の記録には、分析調査によって明らかとなった石綿等の含有率が含まれること。なお、分析調査によって明らかとなった石綿等の種類も記録することが望ましいこと。

(カ) 第9号関係

「第3条第4項又は第6項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類」は、登録規程第10条に規定する修了証明書の写しその他事前調査者告示各号に定める者又は分析調査者告示第1条各号に定める者であることを証明する書類をいうこと。なお、本規定の施行は令和5年10月1日であることに留意すること。

ク 作業場における掲示及び事前調査等の記録の写しの備え付け（第3条第8項関係）

- ① 作業場に掲示すべき事項のうち、第3条第7項第6号に規定する事項の概要は、事前調査等を行った部分がおおよそ特定できる情報を簡潔にまとめたもので差し支えないこと。具体的には、例えば、建築物全体を調査した場合は「建築物全体」といった掲示で足りることとし、建築物の一部の部屋を調査した場合は階数及び部屋名等の当該部屋を特定できる情報を掲示することで足りること。
- ② 作業場に掲示すべき事項のうち、第3条第7項第8号に規定する事項の概要は、様式第1号の裏面の記載内容のうち、「石綿使用の有無」の欄及び「石綿なしと判断した根拠」の欄の記載内容と同程度の内容を掲示することで足りること。
- ③ 事前調査等の結果の記録を作業場に備え付けることについては、作業を実施する労働者がいつでも記録を確認することができるようにする趣旨で規定したものであることから、解体等の作業が行われている間は、常に備え付けておく必要があるものであること。

ケ 作業計画を定めるべき作業（第4条関係）

第3条第1項の規定において、事前調査の対象となる作業を明確化したことに伴い、作業計画を定めるべき作業の規定方法を見直したものであること。

コ 事前調査の結果等の報告（第4条の2関係）

① 規定の趣旨

事前調査を適切に行わずに解体等の作業を行った事例、吹き付けられた石綿等があるにもかかわらず法第88条第3項に基づく届出を行わない

まま作業を行った事例、必要な石綿ばく露防止のための措置を講じずに作業を行った事例等が認められたことから、事業者に対して、事前調査及び必要な石綿ばく露防止のための措置の適切な実施を促すとともに、行政が建築物及び工作物の解体工事及び改修工事を把握し、必要な指導を行うことができるようにすることを目的として、一戸建て住宅も含めた建築物の解体工事の大部分及びこれと同規模の改修工事並びに水回りの工事等の石綿等の発散のリスクが高い改修工事が対象となるよう、一定規模以上の建築物及び特定の工作物の解体工事及び改修工事について、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査の結果等の報告を義務づけたものであること。

なお、船舶については、石綿等が使用されている可能性が高いものの特定になお時間を要することから、第4条の2の報告対象には含めていないこと。

② 報告対象工事の基準の考え方（第1項関係）

建築物については、石綿等の製造等が禁止された平成18年9月1日以降に着工したものを除き、全ての建築物に石綿等が使用されている可能性が高いため、限定を設けずに一定規模以上の全ての建築物の解体工事又は改修工事を報告の対象としたこと。

工作物については、これまでの各種調査の結果等から石綿等が使用されている可能性が高いものが特定されていることから、報告の対象とする工事は、石綿が使用されているおそれが高い工作物としたこと。

なお、建築物の改修工事及び工作物の解体・改修工事は、床面積に換算することが困難なものがあるため、工事の請負代金の額を基準としたこと。

③ 建築物の解体工事及び改修工事の定義（第1項第1号及び第2号関係）

建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいうこと。

④ 請負代金の額の考え方（第1項及び第4項関係）

第4条の2第1項第2号及び第3号に規定する請負代金の額は、材料費も含めた工事全体の請負代金の額であること。

請負代金の額は、消費税も含む額であること。

建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合は、次の（ア）又は（イ）のいずれか1つでも該当する場合には報告を行わなければならないものであること。

（ア）建築物の解体工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上である場合

（イ）建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負代金の額が100万円以上である場合

第4条の2第4項は、同一の事業者が工事を分割して請け負うことで報告対象とならないようにするような行為を防止するための規定であること。

⑤ 報告しなければならない事項（第2項関係）

報告事項のうち、第3条第7項第5号の建築物又は工作物の構造の概要は、鉄筋コンクリート造等の主要構造に関する情報、階数や延べ床面積等の規模に関する情報、建築物にあつては建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の該当の有無を簡潔に記載すること。

報告事項のうち、第3条第7項第9号の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しの概要は、事前調査等を実施した者の氏名及び講習実施機関の名称を記載すること。

⑥ 報告主体（第5項関係）

解体工事又は改修工事は、多くの請負事業者が関わるのが想定されるが、同一の工事について、複数の事業者に別々に報告を行わせることは効率的でないことから、当該工事の元請事業者に対し、下請事業者に係る内容も含めて報告することを義務づけたものであること。

⑦ 報告の方法

(ア) 報告対象となる工事が非常に多いこと、報告を行う事業者の利便性を確保する必要があること等から、厚生労働省が開発・運用する簡易な電子システムを利用して所轄労働基準監督署に報告しなければならないこととしたこと。このため、本規定の施行日は、電子システムの構築に必要な期間を勘案して、令和4年4月1日とされていることに留意すること。

(イ) 建築物と工作物が混在するものの解体工事又は改修工事を一括で請け負っている場合は、建築物及び工作物の両方を含めた工事全体についてまとめて報告を行うことで差し支えないこと。

(ウ) 労働基準監督署に報告を行った後に、解体工事又は改修工事を進める過程で新たに事前調査を行っていない材料が見つかり、当該材料について改めて事前調査等を行った場合は、当該事前調査等の結果等を追加で労働基準監督署に提出する必要があること。

(エ) 工作物の中には、数年毎等定期的に同一の部分について修理等の改修を行うものがあるが、平成18年9月1日以降に着工した工作物については、石綿等が使用されていないことが明らかであるにもかかわらず、定期的な改修の度に工事内容や着工日等について労働基準監督署に報告させることは合理的でないことから、平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、改正省令施行後の改修工事について一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要であること。

サ 作業の届出（第5条関係）

- ① 第3条第1項の規定において、事前調査の対象となる作業を明確化したことに伴い、届出を行うべき作業の規定方法を見直したものであり、届出対象を変更するものではないこと。
- ② 改正省令第3条の規定により、これまで本規定に基づき届出の対象となっていた作業については、法第88条第3項の規定に基づく計画届の対象に変更となるため、改正省令の施行後は作業の届出は不要となるが、計画届は届出を行うべき業種が建設業及び土石採取業に限定されており、これら以外の業種に属する事業者についても対象作業を行う場合に届出を行わせる必要があることから、本規定を削除せずに残しているものであること。

シ 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置（第6条関係）

① 隔離等の措置の対象作業（第1項関係）

建築物又は船舶に吹き付けられた石綿等の除去の作業を行う場合には、石綿等の粉じんの発生量が多いことから、隔離等の措置を講じることを義務づけているが、工作物に吹き付けられた石綿等の除去の作業についても、同様に石綿等の粉じんの発生が想定される。また、労働者の就業場所における吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときに封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合も、同様の措置を講じることを義務づけているが、当該場合以外の吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業についても、同様に石綿等の粉じんの発生が想定されることから、これらについても本条の措置を講ずべき作業の対象としたこと。

② 同等以上の効果を有する措置（第1項ただし書関係）

第6条第1項ただし書の同等以上の効果を有する措置には、次に掲げる措置を全て満たしたグローブバック工法が含まれること。

- (ア) グローブバッグにより、吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去作業を行おうとする箇所を覆い、密閉すること。
- (イ) 除去作業を開始する前に、スモークテスト又はそれと同等の方法で密閉の状況を点検し、漏れがあった場合はふさぐこと。
- (ウ) 吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等を除去する前に、これらの材料を湿潤な状態のものとする事。
- (エ) 除去作業が終了した後、密閉を解く前に、吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化すること。
- (オ) 除去作業が終了した後、グローブバッグを取り外すときは、あらかじめ内部の空気をHEPAフィルタを通して抜くこと。

(カ) グローブバッグから工具等を持ち出すときは、あらかじめ付着した物を除去し、又は梱包すること。

③ 集じん・排気装置の点検（第2項第6号関係）

集じん・排気装置について、設置後に足場が当たって接合部が外れた等の理由により、石綿等の粉じんが隔離の外に漏れる事例が認められたことから、集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検しなければならないこととしたこと。

石綿等の粉じんの漏洩の有無の点検は、集じん・排気装置の排気口で、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計をいう。）、繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニターをいう。）又はこれらと同様に空気中の粉じん濃度を迅速に計測できるものを使用すること。

④ 負圧の点検（第2項第7号関係）

作業の中断により作業者が前室から一斉に出たときに、負圧が維持されなくなり、石綿等の粉じんが隔離の外に漏れる事例が認められたことから、作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならないこととしたこと。作業が複数日に亘って行われる場合は、最終日を除く日の作業が終了したときも、作業を中断したときに該当すること。なお、点検のタイミングは、作業を中断して作業者の前室からの退出が完了した時点で行う必要があること。

負圧の点検は、集じん・排気装置を稼働させた状態で、前室への出入口で、スモークテスター若しくは微差圧計（いわゆるマンオメーターをいう。）又はこれに類する方法により行うこと。

⑤ 隔離解除前の確認（第3項関係）

隔離を解いた後に、吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の取り残しがある事例が認められたことから、石綿等に関する知識を有する者が、除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離を解いてはならないこととしたこと。

石綿等に関する知識を有する者とは、第3条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者（建築物に係る除去作業に限る。）又は当該除去作業に係る石綿作業主任者であること。

除去が完了したことの確認は目視によることとし、分析は必要ないこと。

ス 石綿含有成形品の除去に係る措置（第6条の2関係）

① 石綿含有成形品の定義

石綿含有成形品とは、成形された材料で石綿が使用されているものを行い、石綿含有保温材等は含まないものであること。

② 切断等の方法による除去の原則禁止（第1項関係）

一戸建て住宅等にも多く使用されている石綿を含有するスレートボー

ドやけい酸カルシウム板第1種等の石綿含有成形品を、家屋の解体やリフォーム等を行う際に、十分に湿潤な状態のものとしないうまま切断、破碎等の方法により除去し、石綿等の粉じんが飛散する事例が認められたことから、切断等以外の方法により除去することを原則としたこと。なお、切断等以外の方法とは、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すこと等をいうこと。

③ 切断等以外の方法による除去が困難な場合（第1項関係）

切断等以外の方法により石綿含有成形品の除去作業を実施することが技術上困難なときには、当該材料が下地材等と接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、当該材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合等が含まれること。

④ 厚生労働大臣が定める物を切断等の方法により除去する場合の措置（第2項関係）

(ア) 第1号に規定する「隔離」は、負圧に保つことを求めるものではないこと。

(イ) 第2号に規定する「常時湿潤な状態に保つ」とは、除去作業を行う前に表面に対する散水等により湿潤な状態にするだけでは切断等に伴う石綿等の粉じんの発散抑制措置としては十分ではないことから、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つことをいうこと。

セ 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置(第6条の3関係)

① 規定の趣旨

石綿含有仕上げ塗材は、吹き付け工法により施工されているものは、吹き付けられた石綿等として、除去等の作業を行う場合は旧石綿則第6条の規定の適用対象の作業とされるが、ローラー塗り工法等の吹き付け工法以外の工法で施工されたものは、同条の適用対象とはされていなかった。しかし、施工の方法によって除去等の作業を行うときの石綿等の粉じんの発散の程度に違いはないこと、特定の電動工具を用いて石綿含有仕上げ塗材を除去する場合は飛散性が高いが、吹き付けられた石綿等や石綿含有保温材等を除去する場合ほど石綿等の粉じんは発散しないことから、施工の方法によらず、電動工具を用いて石綿含有仕上げ塗材を除去するときは、ビニルシート等で隔離すること等の措置を義務づけたものであること。

② 石綿含有仕上げ塗材の定義

石綿含有仕上げ塗材とは、セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹き付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様仕上げる材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が

使用されているものをいうこと。

③ 電動工具を使用して除去する作業の定義

第6条の3に規定する電動工具を使用して除去する作業とは、ディスクグラインダー又はディスクサンダーを用いて除去する作業をいい、高圧水洗工法、超音波ケレン工法等により除去する作業は含まれないこと。

④ 常時湿潤な状態に保つ方法

石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合に必要な「常時湿潤な状態に保つ」措置の方法として、剥離剤を使用する方法も含まれること。

ソ 発注者の責務等（第8条第2項関係）

① 第3条第3項各号の規定により、事前調査の方法として、過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の記録を確認する方法、有害物質一覧表を確認する方法等、発注者が所持していると考えられる情報に基づいて事前調査を行うことが可能となったことから、これらの方法による事前調査が適切に行われるよう、発注者は所持する情報を事前調査を実施する事業者を提供すること等の配慮をしなければならないこととしたこと。

② 第35条の2第1項の規定により、事業者は、作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真等により記録を作成することが義務づけられたが、写真等の撮影を行うときは、当該石綿使用建築物等を管理する発注者の許可や協力が必要となる場合が考えられることから、写真等による記録の作成が適切に行われるよう、発注者は配慮しなければならないこととしたこと。

タ 建築物の解体等の作業等の条件（第9条関係）

解体等の作業においては、石綿等の使用の有無を調査する前に施工も含めた工事の注文がなされ、その後に工事を受注した事業者が事前調査等を行った結果石綿等の使用が明らかになった場合においても、注文者が契約金額等の変更をせず、その結果工事費用を受注金額内に収めるために工事を施工する事業者が必要な石綿ばく露防止対策を講じないといった事例が認められたことから、注文者に対して、事前調査等の結果を踏まえて作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないことを明確化したものであること。

チ 石綿等の切断等の作業等に係る措置（第13条関係）

① 湿潤な状態のものとする方法（第1項関係）

湿潤な状態のものとする方法には、散水による方法、封じ込めの作業において固化剤を吹き付ける方法のほか、除去の作業において剥離剤を使用する方法も含まれること。なお、「湿潤な状態のものとする」とは、

作業前に散水等により対象となる材料を一度湿潤な状態にすることだけでなく、切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行うことにより、湿潤な状態を保つことをいうこと。

② 石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難な場合の措置（第1項ただし書き関係）

石綿等の切断等の作業において石綿等の粉じんの発散を抑制するための方法として、石綿等を湿潤な状態のものとすること以外に、除じん性能を有する電動工具を用いる方法も一定の発散抑制効果があることが確認されていることから、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

除じん性能を有する電動工具の使用以外の石綿等の粉じんの発散を防止する措置には、作業場所を隔離することが含まれること。

③ 石綿等の切断等の作業（第1項各号関係）

第6条の2及び第6条の3の規定の対象となる作業については、同各条において除去対象の材料を常時湿潤な状態に保つことを義務づけたことから、第1号及び第2号の規定から除外したものであること。

旧石綿則第13条第1項第3号の規定は、第3条第1項の規定において、事前調査の対象となる作業を明確化したことに伴い、第13条第1項第2号に規定する石綿使用建築物等解体等作業に含まれることと整理したこと。

ツ 作業の記録（第35条関係）

① 規定の趣旨

第3条第7項の規定による事前調査等の結果の記録の保存及び第35条の2第1項の規定による作業計画に基づく作業の実施状況の写真等による記録の保存が義務づけられたが、これらの記録は作業従事者及び周辺作業従事者の石綿等によるばく露状況を把握し、健康管理に資するものであることから、これらの概要を40年間保存すべき作業記録の記録事項に追加したものであること。

② 事前調査等の結果の概要

記録事項に追加した事前調査及び分析調査の結果の概要は、様式第1号に規定する内容と同様のものを保存すれば足り、所轄労働基準監督署に報告した事前調査結果等の結果の写しを保存することで差し支えないこと。

③ 作業の実施状況の写真等による記録の概要

記録事項に追加した作業の実施状況の写真等による記録の概要は、写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めて作業

の実施状況について、文章等による簡潔な記載による記録を保存すれば足りること。

なお、第3項の周辺作業従事者に係る記録に追加する保護具等の使用状況は、当該周辺作業従事者の保護具等の使用状況であること。

テ 作業計画による作業の記録（第35条の2関係）

① 規定の趣旨

事前調査を適切に行わずに解体等の作業を行った事例、吹き付けられた石綿等があるにもかかわらず法第88条第3項に基づく届出を行わないまま作業を行った事例、必要な石綿ばく露防止のための措置を講じずに作業を行った事例等が認められた一方、解体工事や改修工事は工事終了後に改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを行政等が確認することは困難である。このため、工事終了後においても、改正石綿則に基づく措置が適切に実施されたかどうかを確認することができるよう、作業計画に基づく作業について、写真その他実施状況を確認できる方法により記録し、保存しなければならないこととしたこと。

なお、3年間の保存期間は、行政による事業者に対する指導において関係書類として活用すること、事業者が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること等を目的とし、設定したものであること。

② 写真等により記録すべき事項（第1項関係）

写真その他実施状況を確認できる方法による記録は、改正石綿則に基づき講ずべき措置の実施状況についての記録であり、次のものが含まれること。

(ア) 事前調査等を行った部分及びその部分における石綿等の使用の有無の概要に関する掲示、関係者以外の立入禁止の表示、喫煙・飲食の禁止の表示及び次に掲げる事項の掲示の状況が確認できる写真等による記録。

- i 石綿等を取り扱う作業場である旨
- ii 石綿の人体に及ぼす作用
- iii 石綿等の取扱い上の注意事項
- iv 使用すべき保護具

(イ) 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況、集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無の点検結果、前室の負圧に関する点検結果、隔離を解く前に除去が完了したことを確認する措置の実施状況及び当該確認を行った者の資格が確認できる写真等による記録（第6条第1項各号に掲げる作業を行う場合に限る。）。

(ウ) 作業計画に示されている作業の順序に基づいて、同計画に示されている作業の方法、石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法

及び作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法のとおり作業が行われたことが確認できる写真等による記録。

上記記録には、第13条の規定に基づく湿潤な状態のものとする措置（第6条の2第2項又は第6条の3に規定する作業を行うときは常時湿潤な状態に保つ措置）の実施状況及び第14条の規定に基づく呼吸用保護具等の使用状況が確認できる写真等による記録が含まれること。

なお、同様の作業を行う場合においても、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要があること。

(エ) 除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器又は包装、当該容器等への必要な事項の表示及び保管の状況が確認できる写真等による記録。

③ 記録の方法（第1項関係）

記録に当たっては、撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要があること。また、写真その他実施状況を確認できる方法には、動画により記録する方法が含まれること。

④ 記録の作成に必要な者の隔離された作業場への立ち入り（第2項関係）

第6条第2項第1号の規定及び第6条の2第2項第1号（第6条の3の規定により準用する場合を含む。）の規定による隔離が行われている作業場には、当該作業に従事する者（直接作業を行う者だけでなく、作業の指揮を行う石綿作業主任者、第6条第3項の規定に基づき除去が完了したことを確認する者及び作業場の管理を行う者を含む。）以外を立ち入らせることはできないが、第8条第2項及び第35条の2第1項の規定により、第35条の2第1項の記録を作成する者及び当該記録の作成に対し配慮を行う石綿使用建築物等解体等作業を行う仕事の発注者の労働者を立ち入らせる必要がある場合が考えられることから、これらの者に限り、作業に従事する者ではなくても、呼吸用保護具の着用等の必要な措置を講じた上で、立ち入らせることができることとしたこと。

(2) 労働安全衛生規則の一部改正（改正省令第3条関係）

耐火建築物及び準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の除去等の作業以外の作業であって、旧石綿則第6条第1項に規定する作業については、石綿等の粉じんが発散するおそれが高いことから、隔離及び負圧の維持等の措置を義務づけているが、当該作業において隔離等の措置が不十分な事例が認められたことから、当該作業についても、労働基準監督署長があらかじめ工事の計画を確認し、必要に応じて工事の差し止め又は計画の変更を命じるとともに、必要な勧告又は要請を行うことができるよう、旧石綿則第5条の作業の届出の対象としていたものについて、新たに法第88条第3項の届出の対象に加えたものであること。

(3) 施行期日（改正省令附則第1条関係）

改正省令は、労働者が石綿にばく露しないようにするための対策を可能な限り早期に実施する観点から、一定の周知期間を設けた上で、令和3年4月1日に施行することとしたが、附則第1条各号に掲げる規定については、以下の理由により、それぞれ各号に規定する日を施行期日としていること。

ア 第1号関係（第3の1（1）ス関係）

石綿へのばく露防止措置を強化する石綿含有成形品に係る規定については、一定の周知期間を確保しつつ、労働者の健康確保の観点から、他の規定に先んじて令和2年10月1日に施行することとしたこと。

イ 第2号関係（第3の1（1）コ関係）

事前調査の結果等の報告は、厚生労働省が開発・運用する簡易な電子システムを利用して所轄労働基準監督署に報告しなければならないこととしたことから、当該電子システムの開発期間を見込み、令和4年4月1日に施行することとしたこと。

ウ 第3号関係（第3の1（1）エ、カ、キ⑤（カ）、コ⑤（厚生労働大臣が定める者に係る部分に限る。）及びシ⑤（厚生労働大臣が定める者に係る部分に限る。）関係）

事前調査を実施するために必要な知識を有する者については、建築物の解体等の作業を行う可能性のある事業者の数等から推計すると、必要な人数の確保のために、今後30～40万人程度が建築物石綿含有建材調査者講習を受講する必要があると考えられることから、当該受講に必要な期間として3年程度を見込み、令和5年10月1日に施行することとしたこと。

分析調査を行う者についても、石綿等の分析の業務に従事している者のうち、分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有すると認められる者は一部にとどまっていることから、必要な人数の確保のために必要な期間として3年程度を見込み、令和5年10月1日に施行することとしたこと。

（4）経過措置（改正省令附則第2条から第6条関係）

改正省令の施行日（附則第1条各号に掲げる規定については当該各号に規定する施行日）前に開始される解体等の作業等については、改正石綿則の関係規定は適用しない（旧石綿則に規定があるものについては、当該規定を引き続き適用する）こととしたものであること。

2 関連告示関係

（1）事前調査者告示

ア 第1号に規定する「一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部」は、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれないこと。

イ 第1号に規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」は、令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者であること。

(2) 分析調査者告示

ア 第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から④までに掲げる者であること。

- ① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者
- ② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

イ 分析調査を実施する者は、第2条第3号に掲げる方法のうち、実技講習を修了した方法による分析のみを実施することができるものであること。

(3) 特定工作物告示

ア これまでの各種調査の結果等から、石綿等が使用されている可能性が高いと考えられる工作物を規定したものであること。

イ 各号に規定する工作物は、それぞれ以下のとおりであること。

(ア) 配管設備（第4号関係）

配管設備には、農業用パイプラインを含み、水道管は含まないこと。

(イ) 送電設備（第11号関係）

送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含めていること。

(ウ) トンネルの天井板（第12号関係）

トンネルには鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まないこと。

(4) 特定石綿含有成形品告示

けい酸カルシウム板第1種については、切断、破砕等を行った場合に比較的高濃度の石綿等の粉じんが飛散するが、湿潤な状態にし、隔離を行うことにより、隔離の外側への石綿等の粉じんの飛散は抑制できるとの調査結果が環境省の調査において得られていることから、特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものとして、けい酸カルシウム板第1種を規定したものであること。

○厚生労働省令第百三十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第五十九条第三項、第六十六条第二項、第八十八条第三項、第一百条第一項、第一百三十一条及び第一百三十二条並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令
 (石綿障害予防規則の一部改正)
 第一条 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 労働者が石綿等の粉じんにはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置(第十条)</p> <p>第三節 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第四章 管理(第十九条―第三十五条の二)</p> <p>第五章 第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この省令において「所轄労働基準監督署長」とは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長をいう。</p> <p>3 この省令において「切断等」とは、切断、破碎、穿孔、^{せん}研磨等をいう。</p> <p>4 (略)</p> <p>(事前調査及び分析調査)</p> <p>第三条 事業者は、建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む。)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。)について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>2 前項の規定による調査(以下「事前調査」という。)は、解体等対象建築物等の全ての材料について次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 設計図書等の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を確認する方法。ただし、設計図書等の文書が存在しないときは、この限りでない。</p> <p>二 目視により確認する方法。ただし、解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料については、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。</p> <p>一 既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等 当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置(第十条)</p> <p>第三節 (略)</p> <p>第三章 (略)</p> <p>第四章 管理(第十九条―第三十五条)</p> <p>第五章 第九章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>2 (新設)</p> <p>(事前調査)</p> <p>第三条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>一 建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業(石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。)</p> <p>二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業</p> <p>(新設)</p>

- 二 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第一項の有害物質一覧表確認証書（同条第二項の有効期間が満了する日前のものに限る。）又は同法第八条の有害物質一覧表確認証書に相当する証書（同法附則第五条第二項に規定する相当証書を含む。）の交付を受けている船舶 当該船舶に係る同法第二条第六項の有害物質一覧表を確認する方法
- 三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。） 当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
- 四 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であつて、平成十九年十月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 五 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成二十一年四月一日以降にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 六 平成十八年九月一日以降に製造工事が開始された潜水艦であつて、平成二十一年四月一日以降にガスケット又はグランドパッキンが設置されたもの 当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 七 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であつて、平成二十三年三月一日以降にその接合部分にグランドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該グランドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 八 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であつて、平成二十四年三月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 4 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、当該解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかつたときは、石綿等の使用の有無について、分析による調査（以下「分析調査」という。）を行わなければならない。ただし、事業者が、当該解体等対象建築物等について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。
- 5 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、これを事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあつては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。
 - 一 事業者の名称、住所及び電話番号
 - 二 解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
 - 三 調査終了日
- 2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかつたときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。（新設）

- 四 着工日等（第三項第四号から第八号までに規定する方法により事前調査を行った場合にあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
 - 五 事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
 - 六 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した場所を含む。）
 - 七 事前調査の方法（分析調査を行った場合にあっては、分析調査の方法を含む。）
 - 八 第六号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（前項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
 - 九 第二項第二号ただし書に規定する材料の有無及び場所
 - 六 事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示するとともに、次条第一項の作業を行う作業場には、前項の規定による記録の写しを備え付けなければならない。
 - 一 調査終了日
 - 二 前項第六号及び第八号に規定する事項の概要
 - 七 第二項第二号ただし書に規定する材料については、目視により確認することが可能となったときに、事前調査を行わなければならない。
- （作業計画）**
- 第四条** 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第四項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。
- （削る）
 - 二 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。
 - 一 石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
 - 二 （略）
 - 三 石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法
 - 三 （略）
- （事前調査の結果等の報告）**
- 第四条の二** 事業者は、次のいずれかの工事を行うときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 一 建築物の解体工事（当該工事に係る部分の床面積の合計が八十平方メートル以上であるものに限る。）
 - 二 建築物の改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。）
 - 三 工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。）

- 三 事業者は、第一項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。
 - 一 第一項の調査（前項の調査を行った場合にあっては、前二項の調査。次号において同じ。）を終了した年月日
 - 二 第一項の調査の方法及び結果の概要
 - （新設）
 - （作業計画）
 - 第四条** 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
 - 一 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業
 - 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
 - 三 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。
 - 一 作業の方法及び順序
 - 二 （略）
 - 三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法
 - 三 （略）
- （新設）**

2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。

- 一 第三条第五項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号
- 二 解体工事又は改修工事の実施期間
- 三 前項第一号に掲げる工事にあつては、当該工事の対象となる建築物(当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計

四 前項第二号又は第三号に掲げる作業にあつては、当該工事に係る請負代金の額

五 第三条第五項第五号及び第八号に掲げる事項の概要

六 前条第一項に規定する作業を行う場合にあつては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
七 材料ごとの切断等の作業(石綿を含有する材料に係る作業に限る。)の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

3 第一項の規定による報告は、様式第一号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出することをもつて代えることができる。

4 第一項各号に掲げる工事を同一の事業者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、同項の規定を適用する。

5 第一項各号に掲げる工事の一部を請負人に請け負わせている事業者(当該工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。)があるときは、当該仕事の作業の全部について、当該事業者が同項の規定による報告を行わなければならない。

(作業の届出)

第五条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号の二による届書に当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等(石綿等が使用されている仕上げ用塗料材(第六条の三において「石綿含有仕上げ塗料」という。)を除く。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業

二 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等(以下「石綿含有保温材等」という。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)

(削る)

2 (削る)
(略)

(吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置)

第六条 事業者は、次の作業に従事させるときは、適切な石綿等の除去等に係る措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

(削る)

(作業の届出)
第五条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

(新設)
一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等(以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。)が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第一項第三号において同じ。)

三 前二号に掲げる作業に類する作業

2 (削る)
(略)

(吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置)

第六条 事業者は、次の各号のいずれかの作業に従事させるときは、次に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業

一 前条第一項第一号に掲げる作業（囲い込みの作業にあつては、石綿等の切断等の作業を伴うものに限る。）

二 前条第一項第二号に掲げる作業（石綿含有保温材等の切断等の作業を伴うものに限る。）

2 前項本文の適切な石綿等の除去等に係る措置は、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五 第一号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

六 第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

七 その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

八 前三号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号に掲げる作業（石綿等の除去の作業に限る。）又は同項第二号に掲げる作業（石綿含有保温材等の除去の作業に限る。）を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が当該石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離を解いてはならない。

（石綿含有成形品の除去に係る措置）

第六条の二 事業者は、成形された材料であつて石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材等を除く。次項において「石綿含有成形品」という。）を建築物、工作物又は船舶から除去する作業においては、切断等以外の方法により当該作業を実施しなければならない。ただし、切断等以外の方法により当該作業を実施することが技術上困難なときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の場合において、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

一 当該作業を行う作業場所を、当該作業以外の作業を行う作業場所からビニルシート等で隔離すること。

二 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと。

二 前条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）

三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）

2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一～四（略）

五 第一号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

（新設）

六 その日の作業を開始する前に、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

七 前二号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号又は第二号に掲げる作業を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。

（新設）

(石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置)

第六条の三 前条第二項の規定は、事業者が建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業に従事させる場合について準用する。

(石綿等の切断等の作業を伴わない作業に係る措置)

第七条 事業者は、次に掲げる作業に従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者(第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。)が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業(石綿等の切断等の作業を伴うものを除き、囲い込みの作業に限る。)

二 第五条第一項第二号に掲げる作業(石綿含有保温材等の切断等の作業を伴うものを除き、除去又は囲い込みの作業に限る。)

2 (略)

(発注者の責務等)

第八条 解体等の作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。次項及び第三十五条の二第二項において同じ。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る解体等対象建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

2 解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査等及び第三十五条の二第一項の規定による記録の作成が適切に行われるように配慮しなければならない。

(建築物の解体等の作業等の条件)

第九条 解体等の作業を行う仕事の注文者は、事前調査等、当該事前調査等の結果を踏まえた当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二節 労働者が石綿等の粉じんにはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(次項及び第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3 (略)

4 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

(新設)

(保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置)

第七条 事業者は、次に掲げる作業に従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者(第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。)が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業(第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除く。)

二 第十条第一項の規定による石綿等の囲い込みの作業(第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除き、保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)

2 (略)

(石綿等の使用の状況の通知)

第八条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

(新設)

(建築物の解体工事等の条件)

第九条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二節 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(次項及び第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3 (略)

4 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

(石綿等の切断等の作業等に係る措置)

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

一 石綿等の切断等の作業（第六条の二第二項に規定する作業を除く。）

二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿使用建築物等解体等作業を含み、第六条の三に規定する作業を除く。）

(削る)

三・四 (略)

五 前各号に掲げる作業（第六条の二第二項に規定する作業又は第六条の三に規定する作業（以下「石綿等の切断等の作業等」という。）において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業等を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所における同条第一項第一号に掲げる作業（除去の作業に限る。第三十五条の二第二項において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（同項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）を使用させなければならない。

2 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。

3 (略)

(特別の教育)

第二十七条 事業者は、石綿使用建築物等解体等作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

一 四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、石綿等の粉じんのばく露の防止に関し必要な事項

2 (略)

(揭示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分折用試料等を製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 (略)

二 石綿の人体に及ぼす作用

三・四 (略)

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。

一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業

二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を含む。）

三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

四・五 (略)

六 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第一項第一号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。）を使用させなければならない。

2 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。

3 (略)

(特別の教育)

第二十七条 事業者は、第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

一 四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

2 (略)

(揭示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分折用試料等を製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 (略)

二 石綿等の人体に及ぼす作用

三・四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

一 (略)

二 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した作業の概要、当該作業に従事した期間、当該作業(石綿使用建築物等解体等作業に限る。)に係る事前調査(分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査)の結果の概要並びに次条第一項の記録の概要

三 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿等の粉じんを発散する場所における作業(前号の作業を除く。以下この号及び次条第一項第二号において「周辺作業」という。)に従事した労働者(以下この号及び次条第一項第二号において「周辺作業従事者」という。)にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要、当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱う作業(石綿使用建築物等解体等作業に限る。)に係る事前調査及び分析調査の結果の概要、次条第一項の記録の概要並びに保護具等の使用状況

四 (略)

(作業計画による作業の記録)

第三十五条の二 事業者は、石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、当該石綿使用建築物等解体等作業に係る第四条第一項の作業計画に従つて石綿使用建築物等解体等作業を行つたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、次の事項を記録し、これらを当該石綿使用建築物等解体等作業を終了した日から三年間保存するものとする。

一 当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間

二 周辺作業従事者の氏名及び当該周辺作業従事者ごとの周辺作業に従事した期間
事業者は、前項の記録を作成するために必要である場合は、当該記録の作成者又は石綿使用建築物等解体等作業を行う仕事の発注者の労働者(いずれも呼吸用保護具(吹付石綿等除去作業が行われている場所に当該者を立ち入らせるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。)及び作業衣又は保護衣を着用する者に限る。)を第六条第二項第一号及び第六条の二第二項第一号(第六条の三の規定により準用する場合を含む。)の規定により隔離された作業場所に立ち入らせることができる。

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第三十五条の二第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号(第四十八条の四において準用する場合を含む。)に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

一 (略)

二 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

三 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業(前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。)に従事した労働者(以下この号において「周辺作業従事者」という。)にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間

四 (略)

(新設)

第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号(第四十八条の四において準用する場合を含む。)に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 (略)

(保護具等の管理)

様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の二様式を加える。

様式第一号 (第4条の2関係) (表面)

事前調査結果等報告

事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
作業場所の住所	工事の名称	建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦 年 月 日
工事の概要	建築物又は工作物の構造の概要	解体工事又は改修工事の実施期間	西暦 年 月 日～ 年 月 日
解体工事を行う床面積の合計	m ²	解体工事又は改修工事の請負金額	円
事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。)	氏名 講習実施機関の名称	分析調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	分析調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	分析調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称
事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号
事前調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	分析調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称
事業に係る 石綿作業主任者の氏名	事業に係る 石綿作業主任者の氏名	事業に係る 石綿作業主任者の氏名	事業に係る 石綿作業主任者の氏名

請負事業者に関する事項

元方事業者に関する事項

第二条 石綿障害予防規則の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

（事前調査及び分析調査）

第三条（略）

3 前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。

一・二（略）

三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第七項第四号において「着工日等」という。）が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。）当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法

四・八（略）

4 事業者は、事前調査のうち、建築物に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

5（略）

6 事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

7 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、これを事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあつては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。

一・七（略）

八 第六号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（第五項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつては、その判断の根拠

九 事前調査のうち、建築物に係るもの（第三項第三号に掲げる方法によるものを除く。）を行った者（分析調査を行った場合にあつては、当該分析調査を行った者を含む。）の氏名及び第四項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類（分析調査を行った場合にあつては、前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。）の写し

十（略）

八・九（略）

（作業計画）

第四条 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第五項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。

2・3（略）

（事前調査及び分析調査）

第三条（略）

3 前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。

一・二（略）

三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。）当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法

四・八（略）

（新設）

4（略）

（新設）

5 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、これを事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあつては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。

一・七（略）

八 第六号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（前項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつては、その判断の根拠

（新設）

九（略）

六・七（略）

（作業計画）

第四条 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第四項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。

2・3（略）

改 正 後	改 正 前
<p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十三 (略)</p> <p>三十四 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第九十条第五号の四を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第三十六号に掲げる業務を除く。)</p> <p>三十五 三十六 (略)</p> <p>三十七 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。) 四條第一項に掲げる作業に係る業務</p> <p>三十八 四十一 (略)</p> <p>第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>五の二 建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。次号において同じ。)に吹き付けられている石綿等(石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事</p> <p>五の三 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。)を行う仕事</p> <p>五の四 (略)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>第二百九十三条 事業者は、危険物乾燥設備(乾燥室に限る。以下この条において同じ。)を設ける部分の建築物については、平家としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の直上に階を有しないもの又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十一条第九号の二に規定する耐火建築物若しくは同条第九号の三に規定する準耐火建築物である場合は、この限りでない。</p>	<p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十三 (略)</p> <p>三十四 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第九十条第五号の三を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第三十六号に掲げる業務を除く。)</p> <p>三十五 三十六 (略)</p> <p>三十七 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。) 四條第一項各号に掲げる作業に係る業務</p> <p>三十八 四十一 (略)</p> <p>第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>五の二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物(第二百九十三条において「耐火建築物」という。)又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物(第二百九十三条において「準耐火建築物」という。)で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事</p> <p>(新設)</p> <p>五の三 (略)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>第二百九十三条 事業者は、危険物乾燥設備(乾燥室に限る。以下この条において同じ。)を設ける部分の建築物については、平家としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の直上に階を有しないもの又は耐火建築物若しくは準耐火建築物である場合は、この限りでない。</p>
<p>(事前調査の結果等の報告)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。</p> <p>一 第三条第七項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要</p> <p>六・七 (略)</p> <p>三 五 (略)</p>	<p>(事前調査の結果等の報告)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。</p> <p>一 第三条第五項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号</p> <p>二 四 (略)</p> <p>五 第三条第五項第五号及び第八号に掲げる事項の概要</p> <p>六・七 (略)</p> <p>三 五 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）
第四条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>（健康診断の実施）</p> <p>第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二條第四項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>256 (略)</p>	改 正 前	<p>（健康診断の実施）</p> <p>第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二條第二項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>256 (略)</p>
-------------	--	-------------	--

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）
第五条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>別表第一（第三条及び第四条関係） 表一</p> <p>（略）</p> <p>石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）</p> <p>第三条第五項の規定による記録の保存</p> <p>（略）</p> <p>第三十五条の規定による記録の保存</p> <p>第三十五条の二第一項の規定による記録の保存</p> <p>（略）</p>	改 正 前	<p>別表第一（第三条及び第四条関係） 表一</p> <p>（略）</p> <p>石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）</p> <p>第三条の規定による記録の保存</p> <p>（略）</p> <p>第三十五条の規定による記録の保存</p> <p>（新設）</p> <p>第三十五条の規定による記録の保存</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>
改 正 後	<p>表二（略）</p> <p>別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）</p> <p>（略）</p> <p>石綿障害予防規則</p> <p>第三条第五項の規定による記録</p> <p>（略）</p> <p>第三十五条の規定による記録</p> <p>第三十五条の二第一項の規定による記録</p> <p>（略）</p>	改 正 前	<p>表二（略）</p> <p>別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）</p> <p>（略）</p> <p>石綿障害予防規則</p> <p>第三条の規定による記録</p> <p>（略）</p> <p>第三十五条の規定による記録</p> <p>（新設）</p> <p>第三十五条の規定による記録</p> <p>（略）</p>

第六条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一(第三条及び第四条関係)			
表一			
(略)	石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)	(略)	石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)
(略)	第三条第七項の規定による記録の保存	(略)	第三条第五項の規定による記録の保存
表二(略)			
別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)			
(略)	石綿障害予防規則	(略)	石綿障害予防規則
(略)	第三条第七項の規定による記録	(略)	第三条第五項の規定による記録

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中石綿障害予防規則第六条の二の改正規定並びに附則第三条第二項及び第六条の規定 令和二年十月一日
- 二 第一条中石綿障害予防規則第四条の二の改正規定、同令第五条の改正規定(様式第一号)を「様式第一号の二」に改める部分に限る。及び同令様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に一様式を加える改正規定並びに附則第五条の規定 令和四年四月一日
- 三 第二条及び第六条の規定 令和五年十月一日

(事前調査及びその結果等の報告等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の石綿障害予防規則(以下「新石綿則」という。)第三条第一項の解体等の作業であつて、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に開始されるものについては、同条の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の石綿障害予防規則(以下「旧石綿則」という。)第三条の規定は、なおその効力を有する。

2 第二条の規定による改正後の石綿障害予防規則第三条第一項の解体等の作業であつて、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「新石綿則第三十五條の二の規定は適用しない。規則第三条第四項、第六項及び第七項第九号の規定は適用しない。

3 新石綿則第四條第一項に規定する石綿使用建築物等解体等作業であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第三十五條の二の規定は適用しない。

4 新石綿則第四條の二第一項第一号又は第二号に掲げる工事であつて、前条第二号に掲げる規定の施行の日(附則第五条において「第二号施行日」という。)前に開始されるものについては、新石綿則第四條の二の規定は適用しない。

(除去等の作業に係る措置等に関する経過措置)

第三条 新石綿則第六條第一項第一号及び第二号の作業であつて、施行日前に開始されるものについては、同条の規定は適用せず、旧石綿則第六條の規定は、なおその効力を有する。

2 新石綿則第六條の二第一項に規定する石綿含有成形品の除去の作業であつて、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に開始されるものについては、新石綿則第六條の二の規定は適用せず、旧石綿則第十三條の規定は、なおその効力を有する。

3 新石綿則第六條の三の作業(新石綿則第五條第一項第一号に規定する石綿含有仕上げ塗材のうち吹き付けられていないものの除去の作業に限る。)であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第六條の三の規定は適用せず、旧石綿則第十三條の規定は、なおその効力を有する。

4 新石綿則第十三條第一項第五号の石綿等の切断等の作業等であつて、施行日前に開始されるものについては、同項ただし書の規定は適用せず、旧石綿則第十三條第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

(届出に関する経過措置等)

第四条 新石綿則第五条第一項に掲げる作業又は第三条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下この項及び次項において「新安衛則」という。）第九十条第五号の二若しくは第五号の三に掲げる仕事であつて、施行日前に開始されるものについては、新石綿則第五条第一項及び新安衛則第九十条の規定は適用せず、旧石綿則第五条第一項及び第三条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十条第五号の二の規定は、なおその効力を有する。

2 新安衛則第九十条第五号の二又は第五号の三に掲げる仕事であつて、施行日後に開始されるものに係る労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第三項の規定による計画の届出は、この省令の施行前においても、同項及び労働安全衛生規則第九十一条第二項の規定の例により行うことができる。

(様式に関する経過措置)

第五条 第二号施行日において現に提出されている旧石綿則様式第一号による建築物解体等作業届は、新石綿則様式第一号の二による建築物解体等作業届とみなす。

2 第二号施行日において現にある旧石綿則様式第一号による届出書の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この省令（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条及び第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百七十六号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。次号に厚生労働省
環境省において「登録規程」という）第二条第四項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（次号において「一戸建て住宅等」という。）を除く。） 同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

二 一戸建て住宅等 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百七十八号

石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第四条の二第一項第三号の規定に基づき、石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第四条の二第一項第三号の石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる物(土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものに限る。)とする。

- 一 反応槽
- 二 加熱炉
- 三 ボイラー及び圧力容器
- 四 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)
- 五 焼却設備

- 六 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- 七 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- 八 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- 九 変電設備
- 十 配電設備
- 十一 送電設備（ケーブルを含む。）
- 十二 トンネルの天井板
- 十三 プラットホームの上家
- 十四 遮音壁
- 十五 軽量盛土保護パネル
- 十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百七十七号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第三条第六項の規定に基づき、及び同令を実施するため、石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等

（分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者）

第一条 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。次条第二号において「石綿則」という。）第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 分析調査講習を受講し、次条第四号及び第五号の修了審査に合格した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（講習の内容及び講師）

第二条 前条第一号の分析調査講習は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 学科講習及び実技講習によって行うこと。
- 二 前号の学科講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる内容について同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	内容	時間
分析の意義及び関係法令	イ 石綿則第三条第五項に規定する分析による調査（第四号及び第五号において「分析調査」という。）を行う者の心構え ロ 石綿の有害性 ハ 労働安全衛生法その他関係法令	○・七 五時間
鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識	イ 石綿等に関する鉱物の基礎知識 ロ 石綿等が使用されている材料の種類と組成 ハ 建築物、工作物及び鋼製の船舶の種類並びにこれらにおける石綿等が使用されている材料の使用状況 ニ 分析のための試料の取扱い	三時間
分析方法の原理と分析機器の取扱方法	イ 光学顕微鏡の基礎知識（原理と構造） ロ エックス線回折装置の基礎知識（原理と構造）	三時間

三 第一号の実技講習は、次に掲げるいずれかの方法について行うこと。

- イ 偏光顕微鏡による定性分析の実施方法
- ロ 位相差・分散顕微鏡及びエックス線回折装置による定性分析の実施方法
- ハ エックス線回折装置による定性分析及び定量分析の実施方法
- ニ 偏光顕微鏡による定性分析及び定量分析の実施方法
- 四 学科講習を行った後に、分析調査を行うために必要な知識についての筆記試験により修了審査を行うこと。
- 五 実技講習を行った後に、分析調査を行うために必要な技能についての筆記試験又は口述試験により修了審査を行うこと。
- 六 学科講習又は実技講習を適切に行うために必要な能力を有する講師により行うこと。

第三条 前二条に定めるもののほか、分析調査講習の実施に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百七十九号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第六条の二第二項の規定に基づき、石綿障害予防規則第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

一 石綿障害予防規則第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第六条の二第二項の石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが飛散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものは、石綿等を含有するけい酸カルシウム板第一種とする。

附 則

この告示は、令和二年十月一日から施行する。

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

石綿対策の規制が変わりました

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

* 下線部が改正事項



[参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1 建材のみ) 計画届の提出

(レベル2 建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2 建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※3	●※3	●※3

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破碎等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示		●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施		●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施		●	●	●	●
作業場所の隔離		●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認		●			
作業時に建材を湿潤な状態にする		●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用		●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示		●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示		●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存		●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存		●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施		●	●	●	●

規制内容の詳細・解説

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ 「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆ 以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
 - ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

■ 事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆ 事前調査を実施することができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆ 分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

令和3年4月1日施行

■ 調査結果の記録は、3年間保存する必要

■ 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

◆ 調査結果の記録項目

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

報告対象工事・報告内容

◆報告が必要な工事

① 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆電子システムで報告が必要な内容

- ・ 事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・ 工事対象の建築物・工作物の着工日、構造の概要
- ・ 床面積（建築物の解体工事）または請負金額（その他の工事）
- ・ 石綿作業主任者の氏名
- ・ 事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・ 作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

◆報告の方法

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要
 - ※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

◆切断・破砕等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

写真等による作業の実施状況の記録 令和3年4月1日施行

■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

◆ 以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ① 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わるごとに記録する必要
- ⑤ 除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

◆ 記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

◆ 事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

◆ 作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
 - ・ 工事の費用（契約金額）
 - ・ 工期
 - ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること